

中小企業金融対策について

中小企業金融については、万全の対応が必要であり、事態の推移に応じて、必要なことを一つ一つ着実かつ迅速に実行に移す。

9月24日	緊急相談窓口 の設置	● 中小企業の資金繰り相談に応じるため、経済産業局、商工会・商工会議所、政府系金融機関など全国約900カ所に設置。
10月1日	セーフティネット 貸付の拡充	● 償還期間の延長（7年→8年）。 ● 別枠・倍増化特例措置の1年間延長（H20年度→H21年度）。 （別枠で4億8千万（中小企業）、4800万（国民生活）） ● 金融環境対応貸付の上限額引き上げ（2億円→3億円）。
	セーフティネット 保証の業種追加	● 四半期毎に行う定例のセーフティネット保証の対象業種に石油流通業、土地売買業など15業種を追加（170→185業種）。
10月以降	中小企業金融に関する 意見交換会の開催	● 金融庁と連携し、全都道府県合計150カ所で、中小企業金融の実情に関する意見交換、政府への要望の聴取などを実施。
	緊急保証制度 の創設	● 原材料・仕入れ価格の高騰により大きな影響を受ける業種を幅広く対象とすべく、関係省庁の協力を得て、作業中。

取引上の悩みに
応じます。

「下請かけこみ寺」にご相談ください!

相談業務

全国の「下請かけこみ寺」において、取引問題に知見を有する相談員が親身になって取引相談に応じます。商工会議所、商工会、県中央会、中小機構等に寄せられた相談も取り次がれます。

ADR業務

全国各地で裁判外紛争解決手続（ADR）により簡易・迅速な紛争解決を行います。（和解の仲介）
各都道府県に約180名の弁護士を登録し、「下請かけこみ寺本部」が主導して全国各地でADRを実施します。

ガイドライン業務

全国各地において、全国中小企業中央会等と連携し、「下請適正取引等ガイドライン」の説明会を業種毎に開催し、普及啓発を図ります。

「下請かけこみ寺」連絡先

本部 財団法人 全国中小企業取引振興協会 03-5541-6655

ここ良い むろんWin-Win

(財)山形県企業振興公社 023-647-0662

なお、下請かけこみ寺（本部を除く）の受付時間は、平日9:00~12:00、13:00~17:00となります。